

**自力避難困難の者が利用する施設における  
夜間等を想定した避難訓練指導マニュアル**



**中津市消防本部**

# 自力避難困難な者が利用する施設における 夜間等を想定した避難訓練指導マニュアル

## 1 マニュアルの目的

このマニュアルは自力避難困難な者が利用する施設において、避難上有効なバルコニー等\*又は防火区画が設置されていないものにおいて、夜間等に火災が発生した場合、利用者に比べ勤務する職員等が少ない体制で、一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」という。）への水平避難により、火災被害の抑制に資することを目的とする。

※ 本マニュアルにおいて、「避難上有効なバルコニー等」とは、避難方法、バルコニー等（バルコニー、ベランダ等の直接外気に流通する場所をいう。以下同じ。）に面する居室の開口部、バルコニー等の構造等の状況からみて、当該バルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

## 2 マニュアルの対象

このマニュアルの対象は、有床診療所、病院及び助産所、福祉施設等（以下「施設等」という。）の用途に供するもので次のすべてに該当するものとする。

- ア 避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないもの。
- イ 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む。）であるもの。
- ウ 自動消火設備等（以下「SP等」という。）が設置されているもの。
- エ 自動火災報知設備と消防機関へ通報する設備が連動されているもの。
- オ 地階又は3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存しないこと。

## 3 マニュアルの基本的な考え方

- (1) 夜間等に火災が発生した場合、利用者に比べ勤務する職員等が少ない体制で、最低限の対応ができるよう、基本的な火災時の行動パターンを示す。
- (2) 個々の施設の利用実態に応じた早期の消防機関への通報や初期消火に係る対応行動に重点をおいたものとする。

## 4 事前検討

施設の構造や設置された各種設備等の設置状況、入所者等（施設等の利用者をいう。以下同じ。）の状況等によって、火災発生時に必要となる対応行動は異なるため、施設側は一時待避場所、消防機関への通報、避難経路の選択、避難介助の方法、初期消火の方法等について事前検討を行う。

### (1) 一時待避場所の設定

一時待避場所は、次に掲げる事項を考慮し、居室や階段ホール等に設定する。

ア 一時待避場所は煙に対する安全性向上の為、廊下との間には、戸が設置されていること。

イ 消防機関により一時待避場所から屋外の地上まで救助活動が円滑に行われるように、一時待避場所には、消防機関との連絡手段として電話等が設置されていること。

なお、避難誘導を行う職員等が常に携帯電話を携帯している場合は、この限りではない。

ウ 居室を一時待避場所として設定する場合は、外気に開放することができる開放部（幅及び高さがそれぞれ 50cm 以上）が設けられていること。また、階段ホール等を一時待避場所として設定する場合にあっても、上記同様に外気に開放することができる開放部が設けられていることが望ましい。

エ 一時待避場所が火災室となることを想定し、二方向避難が確保できること  
また一時待避が想定される人数、状態等に応じた広さを有すること。

## 5 火災発生時の対応（別添 1 参照）

火災発生時に職員等がとるべき対応は、概ね次のとおり、個々の施設の夜間の実態に応じたものとなるよう配慮する。

### （1）火災の覚知

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。その際、受信機又は副受信機（以下「受信機等」という。）がある場合は、火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合してから、発報場所の確認を行うこと。

### （2）消防機関への通報

①消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）が自動火災報知設備と連動している場合

ア 自動火災報知設備が発報している場合は、自動通報のため原則対応しない。ただし、自動火災報知設備が発報していない場合は、火災通報装置を起動させる。

イ 消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として現場確認、初期消火又は避難誘導を優先する。

ウ 可能な範囲で携帯電話等から消防署に初期消火、避難状況等を伝える通報を行うことが望ましい。

### （3）出火場所（現場）の確認

①受信機等で発報場所を確認後、自ら又は他の職員等に指示して、消火器及びマスターキー等を携行して火災現場へ駆けつけ、状況を確認する。

なお、出火場所（現場）の確認途中、居室等の戸や防火戸（設置されている場所に限る）を閉鎖する。

③火災を発見した場合は、「火事だー！」と2回叫ぶ。

※ その際、近傍に火災通報装置が設置されていれば、当該火災通報装置の手動起動装置を押すように指導するものとするが、近くに火災通報装置が設置されていない場合は、自動通報によるものとする。

④火災の事実がなかったことが明らかな場合は、直ちに消防機関に通報する。

(4) 火災室からの避難誘導

①大声で付近の入所者等に火災である旨、避難すべき旨を知らせる(「火事だー！避難してください！」と2回叫ぶ。)

②火災室から入所者等を避難させる。

ア 火災室の入所者等が自力避難困難な場合

火災室の入所者等を部屋の外まで一時的に退避させる。ただし、複数の入所者等がいる場合は、初期消火を優先する。

イ 火災室の入所者等が自力避難可能な場合

「火事だー！〇〇へ避難してください！」と大声で指示し、自力で建物外まで避難させる。

(5) 初期消火

携行した消火器又は付近の消火器を使用し初期消火を行う。

(6) 区画の形成・排煙等

①火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の出入り口を閉鎖する。

②火災室以外の居室等の戸や防火戸(設置されている場合に限る。)を閉鎖する。

③排煙設備又は排煙上有効な窓等が有る場合は、これを作動させ、又は開放する。

(7) 火災室から一時的に退避させた自力避難困難者の避難誘導

① 火災室から一時的に退避させた自力避難困難者を、一時待避場所へ水平的に避難させる。

② 具体的な避難介助の方法は職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる、シーツ等を利用する、両腕を引っ張る、後ろ襟を引っ張る等があるが、自力避難困難者の状況(運動能力の低下、視覚・聴覚の障害等種々の条件(薬の副作用による一時的なものを含む))に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

なお、車椅子やストレッチャーを使用する場合は、一時待避場所等において、車椅子が渋滞し、避難の支障となること等がないよう、避難経路の幅や避難場所の広さ等の状況に応じ、避難が可能となる人数等の条件をあらかじめ検討しておくことが必要である。

③ エレベーター等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、施設の状況等により使用することができるものとする。

※ 避難経路の幅 の条件

車椅子を利用して避難する場合は、バルコニー等の通路の幅員は80センチ

チ以上とし、避難場所まで有効に避難できる構造であること

(8) 火災室以外の入所者等の避難誘導

①火災室以外の入所者等は、次のア又はイにより避難させる。その際、いずれの入所者等も、火災室を通過してはならないこととする。

ア 火災室以外の自力避難困難者は、当該入所者等を一時待避場所へ水平的に避難させる。(避難介助の具体的な方法は(7)②に同じ。)

イ 火災室以外の自力避難が可能な者は、職員等が「火事だ。〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶなど、施設及び入所者等の実態に応じた方法により避難を促し、自力で建物外に避難させる。

6 近隣協力者等への連絡（近隣協力者等がいる場合）

(1) 自動火災報知設備等と連動して近隣協力者に連絡する装置を有している場合、自動的に連絡が行われるため原則対応しない。

(2) (1) 以外の場合

可能なタイミングで電話等により連絡する。

7 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報を提供する。

(1) 出火場所 「〇階の〇〇〇」

(2) 避難状況 「入所者〇名のうち、〇名は避難済みで、このほか〇階の入所者は、〇階の〇〇〇へ一時避難しています。」

(3) 危険物の有無 「〇階の〇〇に〇〇〇があります。」

(4) その他（消防機関からの質問に対応）

8 職員への教育・訓練

(1) 施設等においては、夜間の職員等が少なく、また必ずしも防火管理者が施設内に存在すると限らないため、全ての職員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、施設で定めている「消防計画」などに職員への定期的な教育の時期を記載し、必ず実践するよう指導する。

(2) 避難訓練の立会い指導の機会を活用し、個々の施設の実態等に応じた夜間の職員が少ない状況での対応行動（別添2 「1人用,2人用対応行動フローAB」を参考とする。）を検証し、当該検証の結果を踏まえて必要な改善策の検討を行うよう指導する。また、訓練指導の際は別添3の訓練チェックリストを活用する。

(3) 避難訓練の立会い指導と合わせて、別添4の要領により日常的な火気管理等について、必要な対策を指導する。

(4) 避難訓練の立会い指導は、消防署救助指導係に事前連絡の上、実施する。

## 9 施設等における非火災報対策

施設等における非火災報対策については、以下のとおりとする。

- (1) 誤操作による出動を防止するため、職員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させる。
- (2) 非火災報と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報する。
- (3) 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチを操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施する。
- (4) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等、必要な非火災報防止対策を講じるよう指導する。

## 10 その他

- (1) このマニュアルは、上記2の対象施設に限らず、準用できるものとする。
- (2) このマニュアルは、通知の日から施行する。